

福岡県医発第497号(地)

平成19年6月20日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

生後12月未満の時点で麻疹及び風しんのワクチン(MRワクチン)の接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より疑義解釈が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、「生後12月未満の時点でMRワクチンの接種を受けた児についても、定期の予防接種の対象者として差し支えない」とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



(地Ⅲ65)

平成19年6月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

生後12月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン（MRワクチン）の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、標記の件についての疑義が厚生労働省に照会され、その回答について
厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長あて、別紙の通
知がなされました。

本件は、生後12月未満の時点でMRワクチンの接種を受けた児についても、定期
の予防接種の対象者として差し支えない、とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区
医師会、関係医療機関等に対し周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発第 0611004 号
平成 19 年 6 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



生後 12 月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン（MR ワクチン）の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて

標記の件について、別紙 1 のとおり照会があり別紙 2 のとおり回答したので、御了
知願いたく、貴管内市町村に対する周知方お願いしたい。



青 保 第 527 号
平成19年 6月 8日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

青森県健康福祉部長
(公 印 省 略)

生後12月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン(MRワクチン)の
接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて(照会)

予防接種法の運用に関し、以下のとおり疑義を生じたので照会します。

記

生後12月未満の時点で麻しん及び風しんのワクチン(MRワクチン)を任意接種した児が、
麻しん及び風しんの第一期予防接種の対象年齢に達した場合に、当該児に対して、定期
の予防接種を実施することは可能か。



健感発第 0611003 号

平成19年6月11日

青森県健康福祉部長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



生後12月未満の時点で麻疹及び風しんのワクチン（MRワクチン）の接種を受けた児の定期の予防接種における取扱いについて（回答）

平成19年6月8日付け青保第527号をもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

生後12月未満の時点で麻疹及び風しんのワクチン接種を受けた児については、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条第1号に規定する「当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者」に該当しないことから、定期の予防接種の対象者として差し支えない。